

第5章

移動等円滑化促進地区の 位置及び区域

5-1 基本的な考え方

5-2 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、
生活関連経路の設定

第5章 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

5-1 基本的な考え方

5-1-1 移動等円滑化促進地区の設定

「3-1 移動等円滑化促進地区の要件」に加え、徒歩圏（駅周辺は800m圏内、その他は500m圏内）の生活関連施設の立地状況等を踏まえつつ、包括的な観点から範囲を設定します。

対象地区は、「第3章 移動等円滑化促進地区の選定」において選定した5地区を基本としますが、「糸魚川駅周辺地区」「押上新駅周辺地区」の2地区は、それぞれの徒歩圏（800m圏内）が隣接することから、連続的かつ一体的なエリアとして設定します。

なお、移動等円滑化促進地区は、境界を明確に表示できる地番や地形地物（町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等）により設定します。

5-1-2 生活関連施設の設定

本方針で設定する生活関連施設は、公共・民間を問わず、様々な施設が該当します。

本方針では、徒歩圏内に立地する生活関連施設に該当する施設の中から、特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

■生活関連施設の基本的な考え方

	基本的な考え方
常に多数の人が利用する施設を選定する	・旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等、高齢者や障がい者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な人が利用する用途の施設。 ・国・都道府県・市町村が管理する施設。
高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する	・老人ホーム・障がい者支援施設等、高齢者・障がい者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障がい者）地域活動支援センター等、高齢者・障がい者等の利用が多い施設。

5-1-3 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、バリアフリー化事業を重点的に推進する必要がある道路、駅前広場などが対象となります。

本方針では、「生活関連施設相互を結ぶ、より多くの人々が利用する経路」に該当する経路の中から、特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある経路を生活関連経路として選定します。

■生活関連経路の基本的な考え方

	基本的な考え方
より多くの人々が利用する経路を選定する	・生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する。
生活関連施設相互のネットワークを確保する	・生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成するよう配慮する。 ・一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましい。

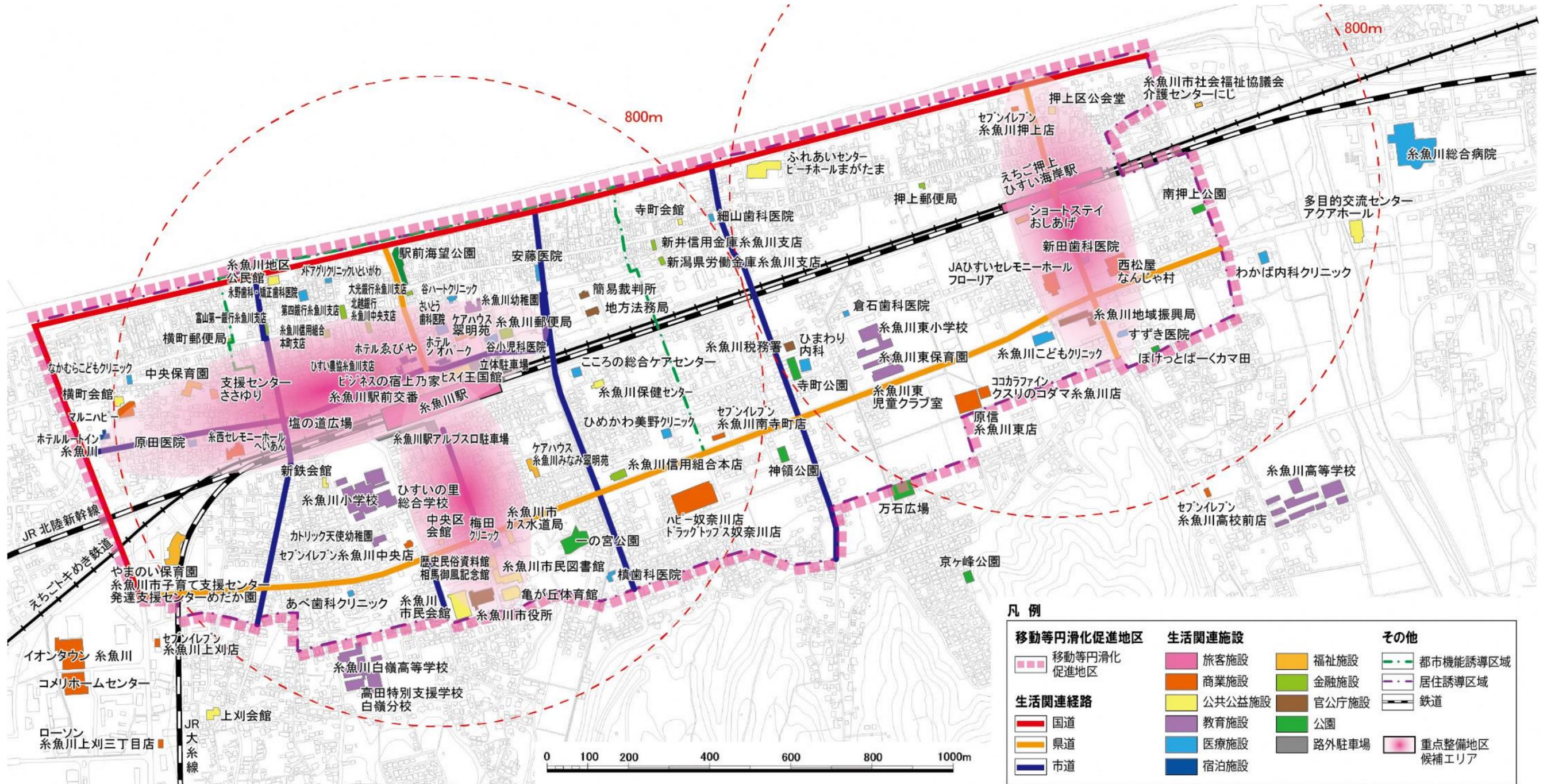
《このページ空白》

5-2 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

5-2-1 糸魚川駅・押上新駅周辺地区

対象となる糸魚川駅・押上新駅周辺地区において、移動等円滑化促進地区の条件に該当する区域としては、糸魚川市立地適正化計画における「都市機能誘導区域（居住を誘導する区域）」「居住誘導区域（居住を誘導する区域）」が対象になると考えられます。

以上のような関連する区域設定の状況に加え、生活関連施設の立地状況や徒歩圏（800m）の状況を踏まえた上で、移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路を以下の通り設定します。

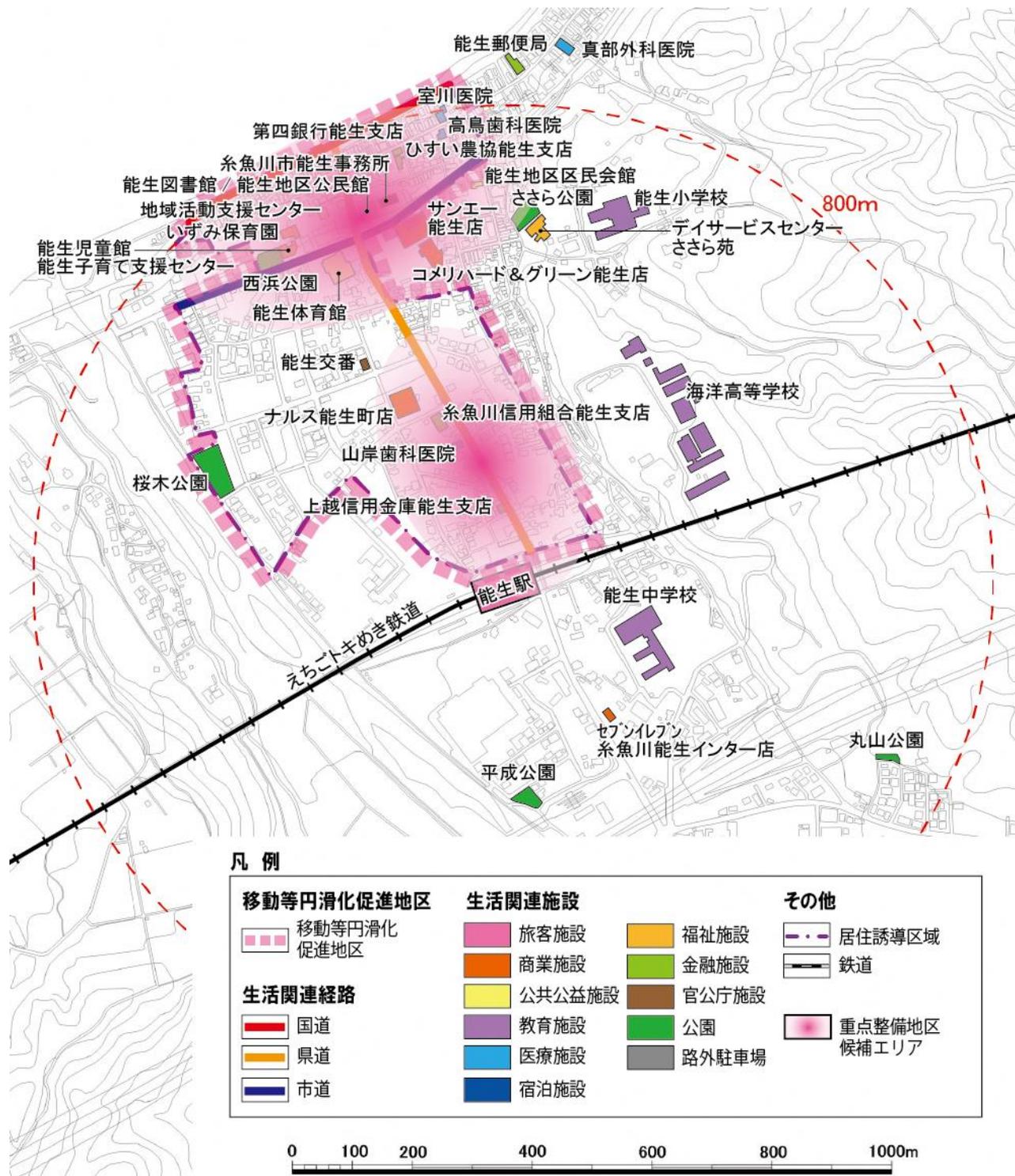


図一 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路

5-2-2 能生駅北側周辺地区

対象となる能生駅北側周辺地区において、移動等円滑化促進地区の条件に該当する区域としては、糸魚川市立地適正化計画における「居住誘導区域（居住を誘導する区域）」が対象になると考えられます。

以上のような関連する区域設定の状況に加え、生活関連施設の立地状況や徒歩圏（800m）の状況を踏まえた上で、移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路を以下の通り設定します。



図一 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路

5-2-3 青海駅周辺地区

対象となる青海駅周辺地区において、移動等円滑化促進地区の条件に該当する区域としては、「用途地域（工業系を除く）」が対象になると考えられます。

以上のような関連する区域設定の状況に加え、生活関連施設の立地状況や徒歩圏（800m）の状況を踏まえた上で、移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路を以下の通り設定します。



凡例

移動等円滑化促進地区	生活関連施設	その他
移動等円滑化促進地区	旅客施設	福祉施設
	商業施設	金融施設
	公共公益施設	官公庁施設
生活関連経路	教育施設	公園
国道	医療施設	路外駐車場
県道	宿泊施設	重点整備地区候補エリア
市道		用途地域界
		鉄道

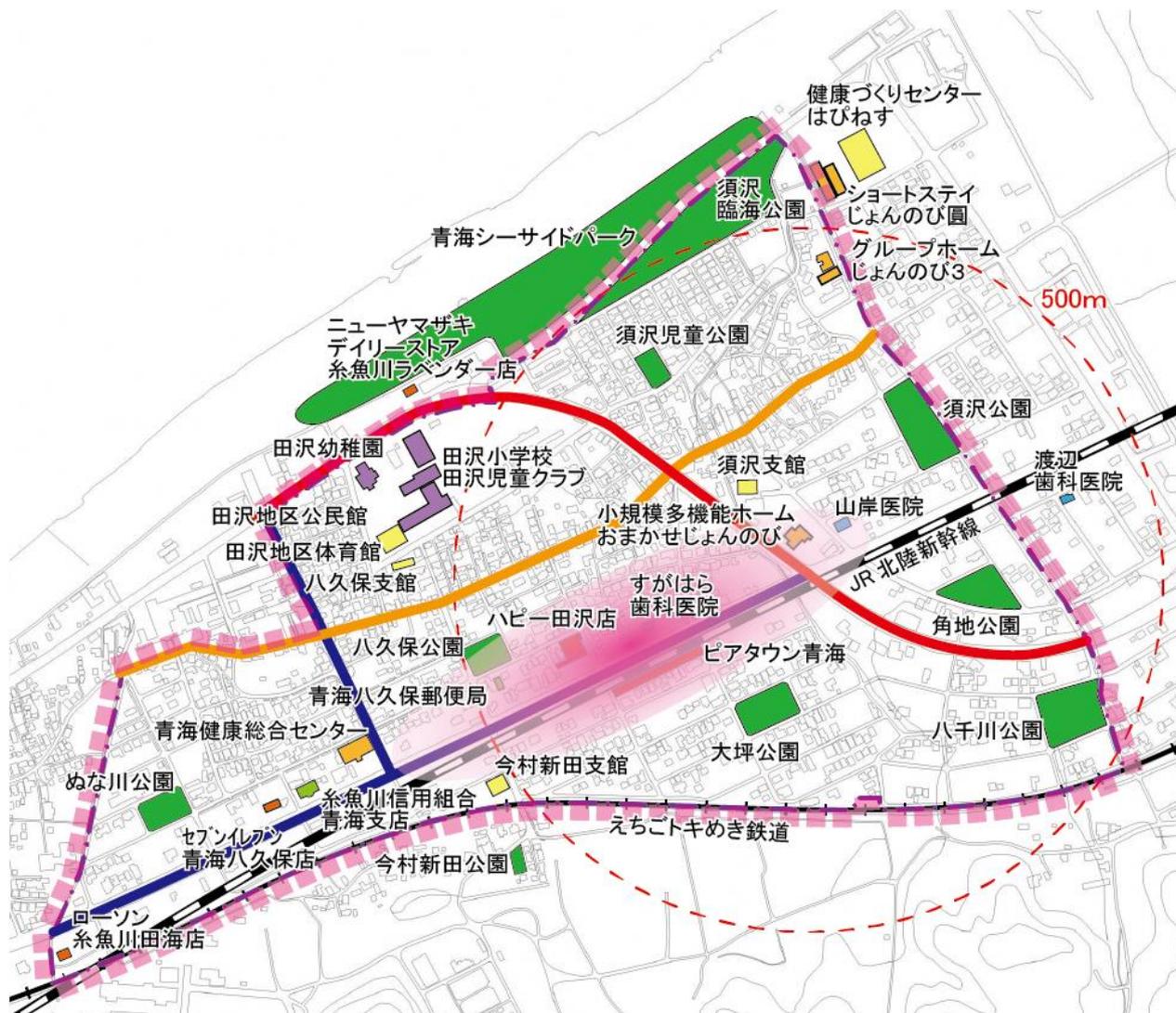


図一 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路

5-2-4 青海(須沢)周辺地区

対象となる青海(須沢)周辺地区において、移動等円滑化促進地区の条件に該当する区域としては、糸魚川市立地適正化計画における「居住誘導区域(居住を誘導する区域)」が対象になると考えられます。

以上のような関連する区域設定の状況に加え、生活関連施設の立地状況や徒歩圏(500m)の状況を踏まえた上で、移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路を以下の通り設定します。



凡例

移動等円滑化促進地区	生活関連施設	その他
移動等円滑化促進地区	旅客施設	居住誘導区域
	商業施設	鉄道
	公共公益施設	重点整備地区候補エリア
生活関連経路	金融施設	
国道	官公庁施設	
県道	公園	
市道	教育施設	
	医療施設	
	宿泊施設	路外駐車場



図一 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路